報告第３号

市長専決処分の報告並びに承認を求めることについて

次の事項について専決処分したので報告し、承認を求める。

令和８年５月２９日提出

田川市長　　村　上　卓　哉

専決第５号　田川市国民健康保険税条例の一部改正について

（令和８年３月３１日専決）

理　由

本案は、地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和８年政令第８３号）が令和８年４月１日から施行されることに伴い、早急に田川市国民健康保険税条例（平成２１年条例第５号）の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定に基づき専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、その承認を求めるものである。

田川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年３月３１日

田川市長　　村　上　卓　哉

田川市条例第１１号

田川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

田川市国民健康保険税条例（平成２１年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第１号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の１号を加える。

⑷　子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（福岡県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第３条第２項ただし書中「６６万円」を「６７万円」に改め、同条第３項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の１項を加える。

５　第１項第４号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する１８歳以上被保険者（地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第７０３条の４第３０項に規定する１８歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した１８歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が３万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、３万円とする。

第４条第１項中「地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第６条第１号中「第８条の２」の次に「、第１０条の６」を加える。

第１０条の２の次に次の４条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第１０条の３　第３条第５項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に１００分の０．２７を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども･子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第１０条の４　第３条第５項の被保険者均等割額は、被保険者１人について９９６円とする。

（１８歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の１８歳以上被保険者均等割額）

第１０条の５　第３条第５項の１８歳以上被保険者均等割額は、１８歳以上被保険者１人について５０円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額）

第１０条の６　第３条第５項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

⑴　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１，０１７円

⑵　特定世帯　５０８円

⑶　特定継続世帯　７６２円

第２４条第１項中「６６万円」を「６７万円」に、「）並びに」を「）、」に改め、「１７万円）」の次に「並びに同条第５項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が３万円を超える場合には、３万円）」を加え、同項第１号に次のように加える。

キ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　６９８円

ク　１８歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の１８歳以上被保険者均等割額　１８歳以上被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　３５円

ケ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

㋐　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　７１２円

㋑　特定世帯　３５６円

㋒　特定継続世帯　５３４円

第２４条第１項第２号中「３０万５千円」を「３１万円」に改め、同号に次のように加える。

キ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　４９８円

ク　１８歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の１８歳以上被保険者均等割額　１８歳以上被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　２５円

ケ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

⑺　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　５０９円

⑴　特定世帯　２５５円

⑼　特定継続世帯　３８２円

第２４条第１項第３号中「５６万円」を「５７万円」に改め、同号に次のように加える。

キ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　２００円

ク　１８歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の１８歳以上被保険者均等割額　１８歳以上被保険者（第２条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　１０円

ケ　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

⑺　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　２０４円

⑴　特定世帯　１０２円

⑼　特定継続世帯　１５３円

第２４条第２項に次の１号を加える。

⑶　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額

ア　前項第１号キに規定する金額を減額した世帯　１４９円

イ　前項第２号キに規定する金額を減額した世帯　２４９円

ウ　前項第３号キに規定する金額を減額した世帯　３９８円

エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　４９８円

第２４条第３項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び１８歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第１号中「第２４条の３０の５」を「第２４条の３０の６」に改め、同項に次の３号を加える。

⑺　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第１０条の３の規定により算定した所得割額の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

⑻　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第１０条の４の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

⑼　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の１８歳以上被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第１０条の５の規定により算定した１８歳以上被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の１８歳以上被保険者均等割額）の１２分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第２４条に次の１項を加える。

４　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に１８歳に達する日以後の最初の３月３１日以前である被保険者（以下「１８歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する１８歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前３項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第４項の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項中「第９条」の次に「、第１０条の３」を加える。

附則第５項中「第９条」の次に「、第１０条の３」を加える。

附則第７項中「が法附則第３５条の２第５項に規定する」を「が法附則第３５条の２第５項の」に改め、「第９条」の次に「、第１０条の３」を加える。

附則第８項から第１０項までの規定中「第９条」の次に「、第１０条の３」を加える。

附則第１１項及び第１２項中「第９条」の次に「、第１０条の３」を加え、「第２４条の」を「第２４条第１項の」に改める。

附則第１３項及び第１４項中「第９条」の次に「、第１０条の３」を加える。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の田川市国民健康保険税条例の規定は、令和８年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和７年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。